昭和30年7月15日 涌谷町条例第11号

改正 昭和41年3月15日条例第11号

昭和47年3月10日条例第13号

昭和50年3月20日条例第18号

昭和52年3月10日条例第4号

昭和53年3月10日条例第9号

昭和55年3月22日条例第1号

昭和56年3月17日条例第8号

昭和59年3月19日条例第10号

昭和62年3月20日条例第18号

平成2年3月12日条例第16号

平成5年3月12日条例第6号

平成14年12月25日条例第27号

平成19年12月7日条例第18号

(目的)

第1条 この条例は、本町内に居住する者の子弟にし<u>て高等学校以上に在学し、学資の支</u> <u>弁困難と認められる者</u>に対し<u>奨学資金を貸与</u>することを目的とする。

(資格)

第2条 奨学資金の貸与を受けようとする者は、品行方正にして学術優秀、身体強健な者で学校長の推薦を受けたものでなければならない。

(奨学資金の額)

第3条 この奨学資金の貸与額は、月額3万8,000円以内とする。

(貸与の期間)

第4条 奨学資金の貸与期間は、正規の修業期間とする。

(願出手続)

第5条 奨学資金の貸与を受けようとする者は、所定の願出書に連帯保証人及び保証人が連署の上、在学証明書を添えて町長に提出するものとする。

2 連帯保証人は、本人の父兄、母姉又はこれに代わる者、保証人は独立の生計を営む者 でなければならない。

(奨学生の決定)

- 第6条 前条の規定により、願い出たる者の中から奨学資金貸与選考委員会(以下「選考委員会」という。)の<u>選考を経てこれを決定</u>する。
- 2 前項の決定は、在学学校長を経て本人に通知する。

(誓約書の提出)

- 第7条 奨学資金の貸与を受けることに決定された者(以下「奨学生」という。)は、連帯保証人及び保証人連署の上、遅滞なく所定の誓約書を町長に提出しなければならない。 (奨学資金の交付)
- 第8条 奨学資金は、年2回に分け、在学学校長の指定する方法により交付する。 (奨学資金の変更)
- 第9条 特別の事情が生じたときは、奨学資金の額を変更することがある。
- 2 奨学生は、何時でも在学学校長を経て、奨学資金の減額又は辞退を申し出ることができる。

(奨学資金の休止)

第10条 奨学生が休学したときは、その期間奨学資金の貸与を休止する。

(奨学資金の廃止)

- 第11条 奨学生が、次の各号の一に該当すると認められるときは、選考委員会に諮り奨 学資金の貸与を廃止する。
  - (1) 傷い、疾病等のために、成業の見込みがないとき。
  - (2) 学業、成績又は操行が不良となったとき。
  - (3) 奨学資金を必要としない事由が生じたとき。
  - (4) その他学生として適当でないと認めたとき。
  - (5) この条例及び規則に違反したとき。

(借用証書)

- 第12条 奨学生は、卒業前に連帯保証人及び保証人と連署して、所定の奨学資金借用証 書を町長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定は、第9条及び前条の場合に準用する。
- 3 前2項の返還期間は、何時にても短縮することができる。

(返還方法)

第13条 奨学資金は無利子とし、学校卒業の月の1年後から7年以内にその金額を月賦、 半年賦又は年賦で返還しなければならない。

(返還猶予)

第14条 疾病その他正当な事由により奨学資金の返還が困難な者には、願出によって相当の期間その返還を猶予することができる。

(返還免除)

第15条 奨学生又は奨学生であった者が、奨学資金返還完了前に死亡したときは、奨学資金の全部又は一部の返還を免除することがある。

(選考委員会)

- 第16条 この奨学資金の貸与の適正を期するため、町長の諮問機関として選考委員会を 置く。
- 第17条 選考委員会は、委員10人以内をもって組織する。
- 2 選考委員会の委員は、各学校長及び学識経験者の中から町長が委嘱する。
- 3 選考委員会に、会長及び副会長各1名を置き、委員の互選とする。 (委任)
- 第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和41年条例第11号)

この条例は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則(昭和47年条例第13号)

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年条例第18号)

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和52年条例第4号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和53年条例第9号)

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年条例第1号)

- この条例は、昭和55年4月1日から施行する。附 則(昭和56年条例第8号)
- この条例は、昭和56年4月1日から施行する。附 則(昭和59年条例第10号)
- この条例は、昭和59年4月1日から施行する。附 則(昭和62年条例第18号)
- この条例は、昭和62年4月1日から施行する。 附 則(平成2年条例第16号)
- この条例は、平成2年4月1日から施行する。 附 則(平成5年条例第6号)
- この条例は、平成5年4月1日から施行する。附 則(平成14年条例第27号)
- この条例は、公布の日から施行する。 附 則(平成19年条例第18号)
- この条例は、公布の日から施行する。